

# 農地保有合理化事業で

# あなたの農地を活かします!!

## ◆農地保有合理化事業とは...

規模縮小あるいは、離農しようとする農家から、推進機構が農用地等を買入れて、営農意欲の高い農家の皆さんへ売り渡す事業です。



市町村・農業委員会



- 市町村の利用集積計画
- 農業委員会のあっせん事業

売渡等、相談・申し出  
あっせん等調整

買入等、相談・申し出  
あっせん等調整

連携

推進機構



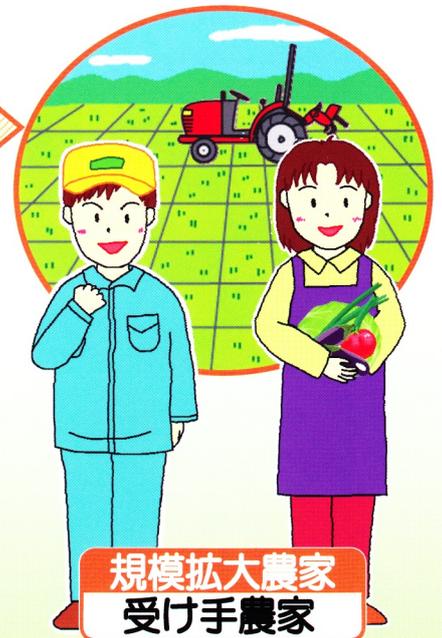
(財)福岡県農業振興推進機構には  
**農地の中間保有機能**  
があります。

買入れ

売渡し



規模縮小農家  
出し手農家



規模拡大農家  
受け手農家

お問い合わせは

まずは、市町村・農業委員会へ、お気軽にご相談ください。

## 財団法人 福岡県農業振興推進機構

〒810-0001 福岡市中央区天神4丁目10番12号 JA福岡県会館2F

TEL(092)716-8355 FAX(092)716-8341

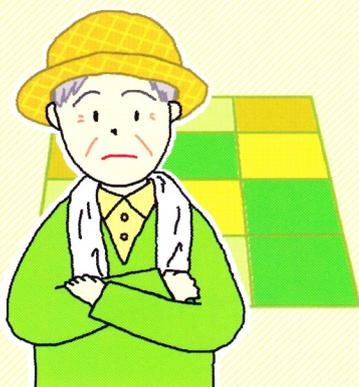
URL <http://www.f-ap.org> E-mail [info@f-ap.org](mailto:info@f-ap.org)

# 大切な農地の売買は (財)福岡県農業振興推進機構へ

区分		一般売買（一般農業者）	担い手売買（認定農業者等）
要件	対象農地	市町村が定める農業振興地域の農用地区域内の農用地	
	買主	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者以外の個人または農業生産法人</li> </ul> <p>経営面積等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取得後、経営面積が当該農地の所在する市町村の基準面積以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者、特定農業法人、基本構想水準到達農業者、認定就農者</li> <li>取得後、経営面積が当該農地の所在する市町村の基準面積以上</li> <li>買い入れる農用地が経営耕地と併せて概ね1ha以上の団地を形成すること ただし、買い入れる農用地等が花卉栽培等の集約栽培を行うためのもの及び中山間地域にあっては、市町村及び農業委員会の意見を聴いて行う。</li> </ul>
諸経費	売主	手数料	手数料
	買主	手数料	手数料
		利息	利息

## 農地保有合理化事業のメリット

### 売りたい人



- ・土地代金をすぐに支払います。
- ・税金の控除が受けられます。  
譲渡所得の特別控除 800万円  
買入協議の場合は 1,500万円
- ・国民健康保険税も特別控除が受けられます。
- ・契約、登記等の煩雑な事務手続きは推進機構が行います。
- ・契約書印紙代、登記費用は、推進機構が負担します。
- ・適正な価格で売却できます。
- ・公的な機関なので確実で、安心して取引できます。

### 買いたい人

- ・不動産取得税が軽減されます。（評価額の1/3が控除）
- ・契約、登記等の煩雑な事務手続きは推進機構が行います。
- ・契約書印紙代、登記費用は、推進機構が負担します。
- ・公的な機関なので確実で、安心して取引できます。

